

# 太陽光発電設備を設置された方へ

## <固定資産税（償却資産）のお知らせ>

名古屋市

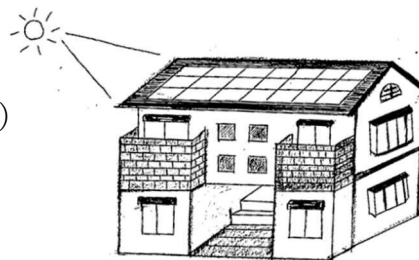
太陽光発電設備につきまして、以下のように事業の用に供するものは、償却資産として固定資産税の課税対象となりますので、償却資産申告書の提出をお願いいたします。

### 課税対象について

|                       | 余剰買取<br>(発電された電気を自家消費用に<br>充て、残った電気を電力会社に売却)  | 全量買取<br>(発電された電気の全量を<br>電力会社に売却)         |
|-----------------------|---|--|
| 個人<br>(住宅用)           | 【課税対象外】<br>個人利用を主な目的とした資産であるため、事業用資産に該当しません。  | 【課税対象】<br>収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当します。 |
| 個人<br>(事業用)<br><br>法人 | 【課税対象】<br>本来の事業の付随業務であるため、事業用資産に該当します。<br>(例) 賃貸住宅の屋根に設置した太陽光発電設備は、不動産賃貸業の業務の一部として取り扱います。<br>(発電した電力をすべて入居者が利用していても、課税対象) | 【課税対象】<br>収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当します。 |

### 課税対象となる太陽光発電設備の例

- ・太陽光パネル（家屋の屋根材となっている場合を除く）
- ・架台 ・送電設備 ・電力量計
- ・パワーコンディショナー など



※ 太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数は、17年です。

(種類：2種、細目コード：7551 その他の設備 - 主として金属製のもの)

※ 固定資産税（償却資産）においては、所得税や法人税のような租税特別措置法に基づく特別償却および税額控除の制度はありません。

## 課税標準の特例について

条件を満たした太陽光発電設備は、課税標準の特例の適用を受けることができます。

| 取得時期                                | 発電出力          | 対象資産 | 特例内容   | 添付書類                                     |
|-------------------------------------|---------------|------|--|--|
| 令和6年<br>4月1日<br>～<br>令和8年<br>3月31日  | 1,000kw<br>未満 | ※1   | 最初の3年度分<br>課税標準額を価格の2分の1に軽減<br>(名古屋市市税条例附則第14条の6第<br>11項)  | ・補助事業者等が交付す<br>る補助金等が確定したこ<br>とがわかる書類の写し |
| 令和8年<br>3月31日                       | 1,000kw<br>以上 | ※2   | 最初の3年度分<br>課税標準額を価格の12分の7に軽減<br>(名古屋市市税条例附則第14条の6第<br>13項) | ・出力規模等が確認でき<br>る資料(仕様書・見積書<br>等)         |
| 令和8年<br>4月1日<br>～<br>令和11年<br>3月31日 |               | ※3   | 最初の3年度分<br>※特例率については条例が施行され次第<br>市公式ウェブサイトでお知らせします。        | ・補助事業者等が交付す<br>る補助金等が確定したこ<br>とがわかる書類の写し |

※1 ・地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二條の三第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した設備であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。

イ 出力五十キロワット以上であること。

ロ 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

(1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に限る。)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジエンス強化促進事業に限る。)又は非化石エネルギー等導入促進対策費補助金(需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る。)を受けて取得した設備

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六條の二十四第一項に規定する対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業により取得した設備

ハ 建築物の屋根に設ける設備でないこと。

ニ 公有地に設ける設備でないこと。

・産業技術実用化開発事業費補助金(グリーンイノベーション基金補助金)又は特定公募型研究開発費補助金(グリーンイノベーション基金補助金)のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けて取得した設備

※2 ・産業技術実用化開発事業費補助金(グリーンイノベーション基金補助金)又は特定公募型研究開発費補助金(グリーンイノベーション基金補助金)のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けて取得した設備を除く

※3 詳細については、決まり次第市公式ウェブサイトでお知らせします。

<お問い合わせ先>

### 金山市税事務所償却資産課税課

〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号(名鉄正木第一ビル)

TEL (052)324-9809

FAX (052)324-9826

※令和8年4月1日から償却資産課税事務は金山市税事務所へ集約しました。

(令和8年4月現在の法令に基づいて作成しています)